

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

N P O 法人 ア ヴ ェ ニ ー ル と 従 業 員 代 表 田 中
由 理 楽 と は 、 標 記 に 関 し て 次 の と お り 協 定 す
る 。

1. 当社の従業員が有する令和7年度の
の年次有給休暇（以下「年休」という。）
のうち5日を超える部分については、6
日を限度として計画的に付与するもの
とする。なお、その有する年休の日数から
5日を差し引いた日数が6日に満たない
ものについては、その不足する日数の限
度で特別有給休暇を与える。

2. 年休の計画的付与の期間及びその
日数は、次のとおりとする。

前期 = 4月～9月の間で3日間 後期 =
10月～翌年3月の間で3日間

3. 各個人別の年休付与計画表は、各
期の期間が始まる2週間前までに会社が
作成し、従業員に周知する。

4. 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。

5. 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。

6. 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

2 0 2 4 年 1 2 月 1 6 日

N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ー ル ： 一 般 社 員

従業員代表 田 中 由 理 楽

N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ー ル

理 事 長 野 中 ひ と み